

高齢重度障害者医療費助成制度

高齢重度障害者医療費助成制度について

加東市と兵庫県の補助により、後期高齢者医療の被保険者で、一定の障害がある方を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・加東市に住民登録をしている、後期高齢者医療の被保険者であること
- ・他の医療費助成(母子家庭等医療費助成 等)を受給していないこと
- ・以下のいずれかの手帳を所持していること
身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級
- ・所得要件を満たしていること

《所得制限基準》

本人、配偶者、扶養義務者の 令和8年度 市町村民税所得割額 の合計額が23万5千円未満の方

※税制改正による扶養控除の見直し前の税額で判定します。

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除については、控除前の額で判定します。

1か月の負担限度額

【一部負担金】1医療機関・薬局ごとの、1か月の負担額は以下のとおりです。

負担区分	一部負担金	
	外 来	入 院
一 般	1日600円限度（月2回まで） ※3回目以降、自己負担なし	1割負担（2,400円まで）
低所得世帯	1日400円限度（月2回まで） ※3回目以降、自己負担なし	1割負担（1,600円まで）

(注)・災害等による重大な被害を受けた方は、一部負担金の免除申請ができます。

- ・低所得世帯…世帯全員が市町村民税非課税で、かつ、公的年金等の収入金額とそれ以外の所得を加えた合計額が82万6,500円以下の世帯
- ・入院の一部負担金を3か月連続して支払った場合、長期入院に該当し、4か月目以降の負担はありません。転院したときなどは、申請が必要です。該当する場合はお問い合わせください。

高齢重度障害者医療費助成制度で医療を受けるとき

- ・兵庫県の医療機関等を受診するとき、マイナ保険証または資格確認書と受給者証を提示してください。
- ・保険診療分のみが助成対象です。
(保険適用外:入院時の食事代/差額ベッド代/文書料/容器代/予防接種代/健康診断/審美医療/選定療養費 等)
- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、受給者証と併せて医療機関へ提示してください（マイナ保険証を利用される方は不要です）。また、その他の証（特定疾病療養受療証など）をお持ちの方も、必ず病院へ提示してください。
- ・訪問看護サービスの利用でも、受給者証が使用できます。受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。

令和8年7月からの変更点

- ・他の国公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、受給者証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。(制度や医療内容によっては、併用できない場合があります。)
- ・精神疾患については、自立支援医療(精神通院医療)を利用したうえで、受給者証を併用することができます。

受給者証が使用できないとき（払い戻しの方法）

兵庫県外の医療機関等を受診するとき、補装具を作ったとき、受給者証を提示し忘れたときなどは、後日、市役所で手続きをすることで、負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられます（償還払い）。

事 由	必要な持ち物
・ 県外受診 ・ 証未提示	① 領収書 ② 高齢重度障害者医療費受給者証 ③ 後期高齢者医療の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの
・ 補装具 (治療用装具)	① 領収書・領収明細書 ② 高齢重度障害者医療費受給者証 ③ 後期高齢者医療の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの ⑤ 医師の意見書の写し
・ 10割負担 (資格確認書等を提示できなかったとき)	① 領収書 ② 高齢重度障害者医療費受給者証 ③ 後期高齢者医療の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの

※資格確認書、マイナポータルの医療保険資格情報のいずれかが必要です。

ただし、マイナ保険証を窓口で提示する場合、暗証番号4桁の入力が必要です。

その他の手続き（以下の場合は届出が必要です）

- ・ 氏名、住所またはその内容に変更があったとき
- ・ 転入等により世帯構成に変更があったとき
- ・ 所得税、市県民税の修正申告をしたとき

※有効期間の終期より前に、所得制限超過などの理由により資格喪失した場合、医療機関等で医療費の助成を受けた助成金の返納をしていただくことになります。

- ・ 受給者証を紛失したとき
- ・ 交通事故で高齢重度障害者医療費受給者証を使って受診するとき

※交通事故などの第三者(加害者)の行為によるけがの治療に対して、受給者証を使って医療機関を受診した場合、加害者が支払うべき治療費を加東市が代わりに医療機関などに支払いをしていることになります。後日、加東市から加害者の方に治療費を請求する必要があるため、速やかに届出をしてください。

▼電子申請で提出できます



変更・喪失届



再交付